

記入要領

この表には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第53条の2に規定する定期の健康診断及び予防接種法第2条に規定する予防接種を受けた人員を、実施者の種別によりそれぞれ計上すること。

★この表には、次の事項も含めて計上すること。

- 1 法第53条の4の規定により、定期健康診断を他で受け、その証明書を実施者に提出した場合
- 2 定期の健康診断を事故等の理由により受けなかった者が、法第53条の5の規定により事故消滅後1か月以内に健康診断を受け、その証明書等を実施者に提出した場合

★この表には、法律によらない健康診断及び予防接種を行った場合は計上しないこと。

・実施者種別

事業者

法第53条の2第1項に規定する事業者が、法施行令第12条第1項第1号に規定する当該従事者に対し、その定期において行ったものについて計上すること。

学校の長

法第53条の2第1項に規定する学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が1年未満のものを除く。）の長が、法施行令第12条第1項第2号に規定する当該学生、生徒に対し、その定期において行ったものについて計上すること。

施設の長

法第53条の2第1項に規定する施設の長が、法施行令第12条第1項第3号及び第4号に規定する当該収容者、入所者に対し、その定期において、それぞれ行ったものについて計上すること。

市町長

市町長が行ったものについて計上すること。

なお、「65歳以上」の欄については、法施行令第12条第2項第1号に規定する者に対し、その定期において行ったものを、「その他」の欄については、同項第2号により、該当者及びその時期を定めて行ったものを、それぞれ計上すること。

「その他」のその対象範囲及び定期については、欄外の（ ）に記入すること。

・検診機関名

検診を行った医療機関名等を記入のこと。

・受診者実数

検診を受けた者のうち、判定を受けた者、判定ができた者の数を計上すること。

・BCG接種者数

BCG接種を行った者の数を計上すること。

・間接撮影者数

間接撮影を受け、かつ、その判定ができた者の数を計上すること。したがって、間接撮影を受けた者であっても、その判定ができなかった場合は計上しないこと。

・直接撮影者数

直接撮影を受け、かつ、その判定ができた者の数を計上すること。したがって、直接撮影を受けた者であっても、その判定ができなかった場合は計上しないこと。

・^{かくたん}喀痰検査者数

塗抹又は培養検査を行い、かつ、その判定ができた者の数を計上すること。したがって、判定ができなかった場合は計上しないこと。

・被発見者数

結核患者又は結核発病のおそれがあると診断された者の数をそれぞれに区分して計上すること。

結核患者

結核患者と診断された者の数を計上すること。

結核患者とは、医療面よりみた指導区分の1に該当する者、すなわち医師による直接の医療行為を必要とする者をいう。

結核発病のおそれがあると診断された者

結核発病のおそれがあると診断された者の数を計上すること。

結核発病のおそれがある者とは、医療面よりみた指導区分の2に該当する者、すなわち、医師による直接の医療行為は必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とする者をいう。